

歳末たすけあい見舞金事業のご案内

この事業は、明るいお正月を迎えられるようにと赤い羽根共同募金運動で集められた募金の一部を、市内で暮らす世帯に配布するものです。

対象要件等をご確認いただき、該当する方は申請書を用意し、必要書類を揃え、社会福祉協議会または市役所の窓口へご提出ください。



●対象要件

見舞金配分の対象となる世帯は、10月1日現在次の(1)～(5)の条件をすべて満たしていることが要件となります。

- (1) 銚田市内に6か月以上居住している世帯
- (2) 世帯全員の市県民税が非課税である世帯
- (3) 世帯の収入が126万円以下であること

※ 生活保護法にいう生活保護基準1.7倍程度

※ 収入とは、給与・年金・障害年金・遺族年金等

- (4) 生活保護を受給していない世帯
- (5) 民生委員・児童委員の指導援助を必要としている世帯

●対象区分

次に掲げる(ア)～(ウ)のいずれかの条件に該当する方または世帯

- (ア) 障害者手帳の交付を受けている方
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1級の方
 - ・身体障害者手帳 1級の方
 - ・療育手帳 ㊤(マルA)の方
- (イ) 満75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯(昭和22年10月1日以前に生まれた方)
- (ウ) その他、本会会長が必要と認めた世帯

※ 生活保護法による保護を受けている世帯及び配分対象となる者が入院入所中の世帯は対象外となります。また、同一敷地内に親族がいる場合には原則対象外とします。



●申請方法

申請を希望する方は、下記の書類を用意しご提出ください。

- ①歳末たすけあい見舞金事業申請書
- ②世帯全員の市県民税非課税証明書
- ③住民票謄本
- ④障害者手帳の写し…対象区分(ア)世帯

注) ②市県民税非課税証明書…1通 200円

③住民票謄本…1通 200円

上記書類は、取得するときに発行手数料がかかります。

取得の際には、当事業の対象要件・区分を満たしているか、確認してから取得してください。

●申請書設置場所

社会福祉協議会 本所・各支所
市役所(社会福祉課・各市民センター窓口)

*社会福祉協議会へ電話し取り寄せることもできます。また、下記よりダウンロードできます。

ダウンロードはこちら➡[見舞金申請書.pdf](#)

●提出先

社会福祉協議会 本所・各支所
市役所(社会福祉課・各市民センター窓口)

●申請期間

令和4年10月3日(月)～

令和4年11月15日(火) ※期限厳守

●決定方法

今年度の募金実績と対象世帯数に基づき、銚田市共同募金委員会審査委員会を開催し金額が決定されます。

なお、見舞金は現金書留にて12月中旬頃配布します。

【お問合わせ先】

社会福祉法人 銚田市社会福祉協議会

☎ 32-5831